

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目			項目名	質問	回答
			第●	大項目	中項目			
1	実施方針	1	第1	1.1	(5)		事業者の業務の範囲を超えるものについては、町が実施するとありますが、現時点ではどのような事を想定されていますか。	現段階で具体的なものは想定していません。
2	実施方針	2	第1	1.1	(6)	②ウa	下市住宅等整備業務 ウ. その他事業実施に必要な業務_a 周辺影響調査 について、具体的にどのような業務を指すのかご教示願います。	要求水準書を参照下さい。
3	実施方針	2	第1	1.1	(6)	②ウa	その他事業実施に必要な業務 周辺影響調査とは具体的にどの程度までと考えたら良いのでしょうか。	No.2の回答を参照下さい。
4	実施方針	2	第1	1.1	(6)	②ア	下市住宅等整備業務 事業者の判断において必要な時期に実施するとありますが、優先交渉権者決定後と考えた方が宜しいでしょうか。	提案前に必要な場合は、町の許可を得て調査をすることも可能です。
5	実施方針	3	第1	1.1	(9)	①	事業者の収入 「町は、下市住宅等整備費として、町と事業者が定めた額を、前払い、あるいは下市住宅等の引渡しを受けた後に支払う。」とありますが、「前払い」は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結することを前提としています。
6	実施方針	3	第1	1.1	(9)	①	事業者収入 文中に「町と事業者が定めた額を、前払い、」とありますが残りの対価はどのように支払われるのでしょうか。また、前払いの割合は何パーセントをお考えでしょうか。	前払いの割合は事業費の40%以内です。残りの対価は事業の完了後の支払いとなります。
7	実施方針	3	第1	1.1	(9)	①	事業者の収入 前払いと引渡し完了後の支払いの比率をご教示下さい。	No.6の回答を参照下さい。
8	実施方針	3	第1	1.1	(9)	①	事業者収入 文中に「住宅等の引渡しを受けた後に支払う。」とありますが、受け渡し後支払いまではどのくらいの期間でしょうか。また、支払額は全額と理解してよろしいでしょうか。	しゅん工検査合格後、受注者が代金を請求します。その後40日以内の支払いとなります。 前払い金や部分払いがなければ全額をお支払いすることになります。
9	実施方針	7	第2	2.2			選定、契約のスケジュール（予定） プレゼンテーションはどのような形で実施予定でしょうか。（コロナの影響も含め）	募集要項で公表します。
10	実施方針	8	第2	2.4	②	ア	構成要件 建設企業が認定工法や特許工法等を有する場合には、第三者が工事監理を行うことが困難なため、建設企業が工事監理業務を兼務することを認めて頂きたい。	認定工法や特許工法等の事情がある場合は、建設企業が工事監理業務を行う事を認めます。後日実施方針修正版を公表します。
11	実施方針	11	第2	2.4	(2)	②ア	構成企業の個別参加資格要件 入札参加資格申請をしていない場合、指定期間内に申請を行うこととなりますが、建設企業と同時申請は可能でしょうか。	詳しくは、町HPの入札参加資格申請提出要領をご覧ください
12	実施方針	11	第2	2.4	(2)	②Ac	設計企業 過去10年間に公共建築工事の実施設計を履行した実績とありますが、規模等は不問と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	実施方針	11	第2	2.4	(2)	イ	建設企業 PFI事業は公共事業であると理解しております。文中の「公共建築工事」とは、SPCを介したPFI手法も含まれると考えてお間違いないでしょうか。	ご理解の通りです。
14	実施方針	11	第2	2.4	(2)	②Id	入札広告日 「入札広告日」とは、P.7「選定及び契約のスケジュール」でいうどこに当たるのでしょうか。	募集公告の日とご理解下さい。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目				項目名	質問	回答
			第●	大項目	中項目	小項目			
15	実施方針	12	第2	2.4	(2)	②ウ	工事監理企業	過去10年間に公共建築工事の工事監理を履行した実績とありますが、規模等は不問と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	実施方針	12	第2	2.4	(2)	②ウ	工事監理企業	一級建築士である者を工事監理者として専任で配置できることとありますが、要求水準書(案)29頁第6-6.1-ウでは常駐させることが望ましいとあります。常駐の場合は費用に大きく関わります。検査時等に都度現場へ赴くと考えて宜しいでしょうか。	常駐が望ましいですが、仮に常駐できない場合は、工事の工程管理、品質管理、技術管理及び施工従事者の技術上の指導監督が確実に履行できる体制を御提案ください。
17	実施方針	13	第2	2.5	(2)		特許権等	文中に「・・・町が、工事材料、施工方法等を指定した場合で・・・」とありますが、指定する時期は、提案書作成前に指定して頂けるのでしょうか。	提案書作成前に指定する予定はありません。
18	実施方針	14	第2	2.6	(1)		優先交渉権者の選定方法	文中に「・・・選定委員会の委員に対し・・・失格とする。」とありますが、委員の名簿等はいつ公表されるのでしょうか。知らずに接触をすることを避けるために必要です。	募集公告時に公表します。
19	実施方針	14	第2	2.6	(2)		「優先交渉権者選定基準」	本項では、「募集公告時までに 優先交渉権者 選定 基準において提示する。」となっていますが、P15の(3)②、③では、「募集 公告時に公表する 優先交渉権者 選定 基準において提示する。」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。	募集公告時に公表します。
20	実施方針	15	第2	2.6	(3)	①	審査事項	価格点の配点が40点とありますが開札はいつ頃実施予定でしょうか。	募集公告時に公表します。
21	実施方針	17	第3	3.1	(1)		【資料4】	文中に「・・・の基本的なリスク分担の考え方は、【資料4】に示すとおりとする。」とありますが、【資料4】は「事業工程表(案)」となっています。本項の【資料4】は【資料5】と読みかえてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
22	実施方針	22	第4	4.3	(1)	①	整備戸数	住戸専用面積の増減(-2㎡~+4㎡)について、各住戸毎の面積で計算してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	実施方針	22	第4	4.3	(1)	①	整備戸数	住戸専用面積には、窓下室外機置場、アルコーブとありますが、これは設置を促すと考えて宜しいでしょうか。	設置した場合の住戸専用面積の算定方法とご理解下さい。
24	実施方針	22	第4	4.3	(1)	②	配置計画等	南側道路とは約2mの高低差がありますが、間知ブロック等の補修、改修若しくは出入口の設置等は必要無いと考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
25	実施方針	1	第1	1・1	(2)		公共施設の種類の	公営住宅法上の公営住宅でない住宅で宜しいでしょうかか？	公営住宅法上の基準等に従って整備する必要があります。
26	実施方針	1	第1	1・1	(5)		事業手法	地域優良賃貸住宅にて実施事例が多いBTO方式にするお考えはございますでしょうか？	BT方式としています。
27	実施方針	1	第1	1・1	(5)		事業手法	同上の質問が可能な場合、建物の維持管理のみ（運営別途）で宜しいでしょうか？	運営は町が実施する予定です。
28	実施方針	1	第1	1・1	(5)		事業手法	SPCの設立は任意で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目			項目名	質問	回答	
			第●	大項目	中項目				小項目
29	実施方針	1	第1	1・1	(5)		事業手法	BT方式の事例でよく見られる余剰地活用の自主提案は可能でしょうか？	余剰地活用の自主提案は想定していません。
30	実施方針	8	第2	2・4	(1)	イ	応募者の構成等	a設計、b建設、c工事監理をマネジメントする企業が代表企業で宜しいでしょうか？	後日実施方針修正版を公表します。
31	実施方針	15	第2	2・6	(3)	①	審査事項	同上の質問が可能な場合、評価点による加点はありますか？	募集要項で公表します。
32	実施方針	15	第2	2・6	(3)	①	審査事項	地元企業の参画による評価点の加点はありますか？	募集要項で公表します。
33	実施方針	31	【資料3】				事業用地測量図	地形が複雑で、配置の検討が難しいですので、測量図のキャドデータ若しくは敷地境界の座標データをいただけないでしょうか。	データを配布しますので、個別にご連絡下さい。
34	実施方針	31	【資料3】				事業用地測量図	南側法面の部分に建築制限ライン（1.5H）とありますが崖後退が必要という事でしょうか。	ご理解のとおり熊本県建築基準条例第2条第1項によるがけ後退が必要であることを意味します。ただし、同条第3項の条件を満たせば、この限りではありません。
35	実施方針	33	【資料5】				住民対応リスク	表中に「・・・住民の訴訟、苦情、要望などの対応」とありますが、不当・理不尽な要望や苦情は町の対応としていただけないでしょうか。	リスク分担表の通り、事業者が行う調査、建設に関する住民の訴訟、苦情、要望などの対応は事業者でお願いします。
36	実施方針	33	【資料5】				第三者賠償リスク	表中に「・・・地盤沈下、地下水の断水・・・」とありますが、当該敷地、地域に先天的に存在していた原因も考えられますがその場合は、同表の不可抗力リスクとして頂けるのでしょうか。	町との協議によります。
37	実施方針	34	【資料5】				工事費増大リスク	「事業者の責めにより当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合」は事業者が丸がしてありますが、要求水準を満たした上で、民間努力で当初予定の工事費を下回る場合は民間の利益としてよいという考え方でお間違いないでしょうか。	要求水準を満たした上であれば問題ありません。
38	要求水準書	3	第1	1.4	(2)	②エ	下市住宅等整備業務	近隣住民への説明及び調整・同意の取り付けは、町が実施するとありますが、事業者の立会い等は不要と考えて宜しいでしょうか。	町が実施するのは、業務の前提となる近隣住民への説明及び調整・同意の取り付けです。そのため、優先交渉権者の選定前に予定しています。
39	要求水準書	3	第1	1.4	(2)	②キ	引渡しに必要な諸手続き	引渡しに必要な諸手続きとは、具体的にどういったものを想定されているのでしょうか。	しゅん工届→しゅん工検査→検査合格→目的物の引渡しの一連の手続きのことを指します。(建築確認申請含む)
40	要求水準書	7	第1	1.5	(5)		積算書の作成	積算書の作成は実施設計の承認をいただいた後から作成をしていくといった流れでお間違いないでしょうか。	交付金の申請に必要なため、町と事業者との協議の上提出してください。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目			項目名	質問	回答	
			第●	大項目	中項目				小項目
41	要求水準書	9	第2	2.2		関係機関協議	「町及び関係機関等と協議し」とありますが、提案前に事前に協議を済ませておく必要があるということでしょうか。また、提案後に協議する場合、図面変更が生じる可能性が高くなりますが、そのあたりの金額変更のリスク分担はどのようになるのでしょうか。	提案にあたって確認が必要な場合は、関係機関等への協議を行ってください。金額変更のリスク分担は事業者となります。	
42	要求水準書	9	第2	2.2	(1)	道路	事業用地西側の市道下市坂線を含めて住宅進入道路を整備とありますが、範囲等は提案によると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
43	要求水準書	9	第2	2.2	(1)	道路	市道下市坂線の幅員を含め住宅進入道路幅員6mを整備と考えて良いですか。	ご理解の通りです。	
44	要求水準書	9	第2	2.2	(2)	①ア	給排水	3階建で計画した場合、直圧での供給は可能でしょうか。	必要な水圧が確保できれば、直圧での供給も可能と考えられます。必要な水圧は0.25MPaを標準として想定しています。
45	要求水準書(案)	9	第2	2.2	(2)	①	給排水	【資料3】では、給水の引込が2か所あるように見受けられます。山都町の方針として既存引込管は残すのか、撤去するのかご指示ください。また、各箇所の口径がわかればご教示ください。	新規の給水管敷設時に既存引込管が見つければ撤去をお願いします。又、既存引込管からの漏水を防ぐため、事業用地境界付近での止水処理をお願いします。 なお、給水管の口径は東側の給水管の口径は20mmです。西側(町道下市坂線側)の給水管については、不明ですが、口径13mm又は20mmです。
46	要求水準書(案)	9	第2	2.2	(2)	①	給排水	イ.浄化槽の排水放流先は県道南田内大臣線の側溝に放流可能(道路管理者より許可済み)と解釈してよろしいですか。	ご理解の通りです。
47	要求水準書	10	第2	2.3	(1)		土地利用履歴	文中に「・・・店舗用地として使用されており、地元事業者が土地を取得後平成30年に町へ寄贈された。」とありますが、解体する工作物はないのでしょうか。また、更地とした場合、開発行為は不要と理解してよろしいでしょうか。	事業用地は更地となっています。都市計画区域外かつ1ha未満のため、開発許可は不要です。
48	要求水準書	11	第3	3.3			その他業務実施において必要なもの	提案書作成において、事業地の調査が必要と判断した場合、町の許可を得て調査することは出来るのでしょうか。	募集要項に事前調査について記載し公表します。
49	要求水準書	12	第4	4.1		エ	全体事項	各住戸の専用面積は予定の-2㎡~+4㎡は認めるとありますが、合計の床面積は744㎡~816㎡という認識で良いのでしょうか。	ご理解の通りです。
50	要求水準書	12	第4	4.1		エ	全体事項	付帯施設で駐輪場が12台以上とありますが、既製品の利用が出来ると考えて宜しいでしょうか。又、1台の幅員は500mmと算定して宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
51	要求水準書	13	第4	4.3	(2)	イ	構造計画の考え方	鉄筋コンクリート構造でもよろしいでしょうか。	可能です。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目				項目名	質問	回答
			第●	大項目	中項目	小項目			
52	要求水準書	13	第4	4.3	(2)	イ	構造の考え方	文中に「具体的な構造については、事業者の提案によるものとするが、耐用年数は45年以上で、可能な限り長寿命化を図ること。」とありますが、これは構造計画を鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造と理解してよろしいでしょうか。なお、公営住宅法による耐用年数は、木造30年、準耐火構造45年、耐火構造70年、国税庁の資料では木造住宅22年、鉄筋コンクリート造47年となっていますが、見解をお示しください。	準耐火構造を想定していますが、耐火構造、鉄筋コンクリート造等の提案を妨げるものではありません。
53	要求水準書	13	第4	4.3	(3)	オ	長押	近年の共同住宅は、長押を設けておりませんが、必要でしょうか。	要求水準書を変更します。長押を設けるかは事業者の提案によるものとします。
54	要求水準書	14	第4	4.3	(5)	イ	BL認定品	建設企業が認定工法や特許工法等を有する場合には、協議において、BL認定品と同等品の使用も認めていただきたい。	要求水準書を変更します。
55	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	②	浴室	「ユニットバスについては、BL認定品、原則1616以上」とありますが、1616サイズのBL認定品が見当たりません。サイズ優先かBL認定品優先のどちらかの同等品でよろしいでしょうか。なお、1418サイズは同等品に該当するでしょうか。	要求水準書を変更します。
56	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	④ア	トイレ	「トイレの扉は、非常解錠装置及び小窓付」と有りますが、小窓サイズの規定はありますか。円形のライトスコープと考えるとよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
57	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	⑤イ	バルコニー	周囲からの見通しを確保したものとありますが、アルミ手摺等の仕様で、内部に隠れる事が出来ないものと考えて宜しいでしょうか。	周囲からの見通しを確保したものであれば、事業者の提案によります。
58	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	⑤ウ	バルコニー	タイル仕上等、耐火性にも考慮とありますが、防水モルタル等提案によると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
59	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	⑦オ	建具	玄関扉に網戸を設置とありますが、一般に玄関扉は防火扉であり、開放は出来ないと思われませんが、問題無いと考えて宜しいでしょうか。	防火扉には限定していません。網戸の設置(全面でなくても可)をお願いします。
60	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	⑦オ	建具	文中に「・・・両面フラッシュで気密枠とし、原則として郵便受け、・・・を設置すること。」とありますが、郵便受けを設置することで気密性が保てなくなりますので、機能を優先して、機密枠でなくてもよろしいでしょうか。	気密枠は採用し、可能な限り気密性を損なわない郵便受けの採用で問題ないと考えます。
61	要求水準書	15	第4	4.3	(5)	⑦オ	建具	テレビインターホンを設置する場合はドアスコープと考えると良いでしょうか。	ご理解のとおり、テレビインターホン設置の場合は、ドアスコープの代替を設置したものと考えて差支えありません。
62	要求水準書	16	第4	4.3	(5)	⑧	共用廊下・階段	共用階段・共用廊下等には、手すりを設置とありますが、階段及び廊下は連続して設ける必要がございますでしょうか。	公営住宅の通行の用に供する共用部分として、評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすようにしてください。
63	要求水準書	16	第4	4.3	(5)	⑨キ	その他	各住戸に宅配ボックス等の設置とありますが、エントランスホール等に共有の宅配ボックスと考えると宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目				項目名	質問	回答
			第●	大項目	中項目	小項目			
64	要求水準書	16	第4	4.3	(6)	①エ	基本的な考え方	文中に「・・・必要に応じて騒音・振動対策を講じること。」とありますがどのような必要性でしょうか。住宅性能評価の基準を満たすことよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	要求水準書(案)	16	第4	4.3	(6)	①	設備計画	オ.「十分な凍結防止対策」とありますが、どの程度の対策が必要でしょうか。凍結防止ヒーター、水抜き、寒冷地仕様器具等の具体的なご指示はございますか。	具体的な仕様の指示はありませんが、毎年厳冬期には、マイナス10度程度の気温により水道管凍結が発生する気象条件であることを踏まえ、これを防止するに足る対策とご理解ください。
66	要求水準書	17	第4	4.3	(6)	②イb	誘導支援設備	文中に「・・・必要に応じて設置すること。」とありますが、どのような場合に必要になるのでしょうか。	要求水準書を変更します。
67	要求水準書	17	第4	4.3	(6)	②イb	誘導支援設備	各住戸のトイレ及び浴室に呼び出しボタン等を設置とありますが、点灯や音等により知らせる設備は、住戸内で完結させ、外部への連絡はしないと考えて宜しいでしょうか。	No.66を参照下さい。
68	要求水準書	20	第4	4.3	(9)	①ア	安全性の確保	浸水対策とありますが、計画地は浸水の可能性若しくは浸水した経験がある地域と考えて宜しいでしょうか。又、浸水深度はどの程度と予測すれば宜しいでしょうか。	浸水実績はありませんが、敷地南側擁壁前は、梅雨時に湧水があるため、暗渠排水等の対策を検討してください。 要求水準書を変更します。
69	要求水準書	21	第4	4.4	(1)	ア	駐車場	24台以上の平置き駐車場とありますが、来客用2台程度を付加すると考えて宜しいでしょうか。町専用の管理用駐車場等が必要場合はご指示願います。	入居者用として24台を確保し、それ以上は事業者の提案によります。
70	要求水準書	21	第4	4.4	(1)	イ	駐車場	車いす利用者用駐車施設とありますが、入居者用の24台以上に含めて計画して宜しいでしょうか。また、何台程度の確保が必要でしょうか。	24台のうち1台は車いす用駐車場の広さを確保してください。
71	要求水準書	21	第4	4.4	(1)	イ	駐車場	車いす利用者用駐車場は必要でしょうか。必要だとしたら何台分必要でしょうか。	No.70を参照ください。
72	要求水準書(案)	21	第4	4.4	(1)	イ	駐車場	車いす利用者用駐車場は何台分必要でしょうか。また、駐車場以外で車いす利用者への配慮が必要な部分(住戸・スロープなど)はございますか。	No.70を参照ください。 事業者の提案によります。
73	要求水準書	21	第4	4.4	(3)	イ	ごみ置場	カラス対策としてとありますが、屋根、壁付だけではなく、防鳥ネット等の対策も必要でしょうか。又、建物本体への鳥獣対策(超音波等)までは必要無いと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の通りです。
74	要求水準書	25	第5	5.2	(1)		業務期間	文中に「・・・不動産登記に必要な手続き業務を行うこと。」とありますが、工事完了を以て町に引き渡すため登記手続きは必要無いのではないのでしょうか。なお、町が公共建築物の登記をされているのであれば必要な登記手続きに係る支援が出来ると思います。	募集公告時に公表します。

■実施方針 質問回答

No.	公表資料の名称	頁	項目				項目名	質問	回答
			第●	大項目	中項目	小項目			
75	要求水準書	25	第5	5.3	(1)	エ	工事計画策定に当たり留意すべき項目 近隣住民への事業実施について、説明会等は行われたのでしょうか。近隣住民から要望・要求などがあればお示しください。	町で実施済みです。隣接住戸の方から影にならないよう配慮して欲しいという意見がありました。	
76	要求水準書	26	第5	5.3	(2)	②ア	近隣調査・準備調査等 近隣住民との調整及び事前調査等を十分に行いとありますが、これは事業提案者決定後と解して宜しいでしょうか。又、必要があれば町の協力も得られると考えて宜しいでしょうか。	事業者決定後となります。本事業の実施に係る調査等は、必要に応じて町も協力しますが、事業者が主体で実施してください。	
77	要求水準書	26	第5	5.3	(3)	①ア	建設工事 工事進捗状況を町に2週間ごとに報告とありますが、一週間毎又は毎月の定例会等で進捗状況会議と合せる事は可能でしょうか。	要求水準書に記載の通り2週間ごとを基本とします。1週間ごとなど間隔が短くなることは妨げません。	
78	要求水準書	31	第7	7.3		イ	設備・器具等の取扱いに関する町への説明 「設備・器具等の取扱いに関する町への説明を、管理マニュアル等を用いて実施すること」とありますが、一般的な住宅に設置されているような標準仕様の設備（ユニットバス・キッチンユニット・水栓・照明スイッチ等）であっても説明が必要になるのでしょうか。それとも、説明がなければ使い方が分からないような特殊な設備についてのみ説明を求められているのでしょうか。	入居者が問題なく使えるよう説明をお願いします。	

■実施方針 意見書回答

No.	公表資料の名称	頁	項目				項目名	質問	公表用回答
			第●	大項目	中項目	小項目			
1	実施方針	8	第2	2.4	(1)	②	構成要件	建設企業が認定工法や特許工法等を有する場合には、第三者が工事監理を行うことが困難なため、建設企業が工事監理業務を兼務することを認めて頂きたい。	認定工法や特許工法等の事情がある場合は、建設企業が工事監理業務を行う事を認めます。後日実施方針修正版を公表します。
2	実施方針	9	第2	2.4	(2)	①	構成員企業及び協力企業の共通要件	構成企業と協力企業の違いについての説明がありませんが、一般的に構成企業とはグループを組成しうる企業であり、協力企業とは実際に事業を開始する際に業務を協力していただく企業と考えますがよろしいのでしょうか？	ご理解の通りです。 実施方針の【用語の定義】を参照下さい。
3	実施方針	9	第2	2.4	(2)	①	構成員企業及び協力企業の共通要件	内閣府のPPP/PFI推進室においても、「PFI事業を成功させるためには、地域の企業の一層積極的な参画を促進し、地域の特性やニーズを踏まえた良質なサービスの提供、更には雇用の拡大等を図ることが重要です。」と謳われており、熊本県及び山都町の企業参画が望ましいと思われまます。募集要項には是非、県内企業及び町内企業の参加で評価点に及ぼす項目を加えていただき参加しやすいPFI事業としていただきたいです。	募集要項の資料で公表します。
4	実施方針	15	第2	2.7	(3)	①	事業契約の締結等	町と優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本協定を締結し、町とグループが事業契約書を締結をすると思いますが、建設担当の構成企業が工事を施工する際の請負契約の発注者は町あるいはグループのどちらになるのでしょうか？又、本工事は公共工事とみなされるのでしょうか？	本事業は、設計、施工一括で構成企業を含む応募グループと町との契約となります。 本事業では、実際の支払いは町から代表企業に振り込まれることになるため、代表企業と構成企業が別途契約を結ぶことになると考えられます。 通常の工事請負契約における下請けと同様の考え方に基づき、施工担当企業の工事は公共工事として位置付けられます。
5	要求水準書(案)	13	第4	4.3	(3)	エ	住戸計画	廊下の有効幅員について850mm以上とありますが、通行に支障がなければ780mm以上としてもよろしいのでしょうか。	要求水準書を変更します。
6	要求水準書(案)	14	第4	4.3	(5)	①②	住戸内各部の要求水準	住設機器について、BL認定品に限定した場合、最新の仕様を選択できなくなります。認定外の商品でも高品質で低価格なものを提案できますのでご一考願います。	要求水準書を変更します。
7	要求水準書	14	第4	4.3	(5)	イ	BL認定品	建設企業が認定工法や特許工法等を有する場合には、協議において、BL認定品と同等品の使用も認めていただきたい。	要求水準書を変更します。